

富議第72号  
令和8年4月30日

富士宮市議会議員 近藤 千鶴 様

富士宮市議会議長 佐野 和彦

### 富士宮市議会議員政治倫理条例に基づく注意

2025年12月2日付けで佐野和也議員ほか3人から提出された審査請求について、富士宮市議会議員政治倫理審査会は、あなたの行為を富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める政治倫理基準に違反するものと認定しました。

あなたが篠原副市長及び諏訪部議員に宛てた通告書において、「処分要求は行政への付度として行った」との趣旨の記述は客観的な根拠が認められず、当該議員や議会が行政に従属しているような誤解を招くものであり、誹謗中傷に当たるものです。

また、諏訪部議員に宛てた通告書における、一方的な回答期限を設定し、法的措置を背景に回答を強要する記述は威圧的であり、議員に求められる最低限の倫理観を欠く行為であります。

これら一連の行為は、富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める政治倫理基準に違反するものであり、市民の信頼に値する高い倫理性が求められる市議会議員にあっては、厳に慎むべきものであります。

よって、富士宮市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定により、議長である私からあなたに対し注意するとともに、本通知の趣旨を深く理解し、富士宮市議会議員の一員であることの自覚と、議員としての倫理観の保持に努めるよう強く求めます。